

方要亦セルニ會社側ニ於テ其協議ノ上代案トシテ一日休業二日
 就業制トシ平均ニ割減ノ見當ニテ實施スルノトナリ請取制ヲ
 常備給制トナストハ能率低下ノ虞レアルニヨリ之ニ罰金制ヲ
 附加スル制度ノ案ヲ作成スル豫定ニテ交渉ハ一時打切りタルカ
 前記ノ如ク僅カニヶ月間ノ業短ナルニヨリ従業員之ヲ承認スル
 ノ意嚮ニテ交渉圓滿ニ進捗シワ、アリ
 右及申(通)報候也

勞社第二一六五號
 昭和五年七月九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社會局長 官吉 田茂 殿

三澤鐵工所勞働爭議ニ關スル件

(警) 不良職工一名ヲ解雇シタルニ復職嘆願次ヲ待遇改善ノ要本書
 (ヲ提方ニ一部罷業ニ入ル)

標記工場ニ爭議發生シタルガ收況左記ノ通り

一 爭議發生ノ場所

府下品川町大字南品川宿五八〇

5.7.12
 1422

2.0
 1
 2.9